

品目分類の概要と通則

令和7年5月

名古屋税関 業務部

首席関税鑑査官

1. 品目分類の概要
2. 関税率表の解釈に関する通則
3. 分類のポイント
4. 事前教示制度
5. 参考資料

1. 品目分類の概要

1. 品目分類の概要 ～HS条約～



HS条約とは

- International Convention on the **Harmonized** Commodity Description and Coding **System**
(商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約)
- (HS条約以前:CCCN) 主要貿易国間で異なる分類システムを使用
各国で異なる関税分類・解釈 不統一・不透明な関税率適用

適用関税率の予測、貿易取引コスト見積もり

関税交渉における対象品目の範囲・定義の明確化

国際貿易に関する輸出入統計を正確に把握

国際的に公平で、かつ統一された分類システムが必要



- 体系的・統一的な分類システムとして、世界税関機構(WCO)が作成
(1988年1月1日実施)
 - HS条約加盟国等 160カ国・地域(令和6年4月現在)
 - HS条約採用国等 約200カ国・地域

1. 品目分類の概要 ～HS条約～

HS条約の構成

本文(前文、第1～20条)

附属書「商品の名称及び分類についての統一システム(HS)」

通則

部注
類注
号注

HS品目表

関税率表のベース

- ・部(21部)・・・第1部～第21部
- ・類(96類)・・・第1類～第97類(第77類は欠番)

1. 品目分類の概要 ～HS品目表～

HS品目表に求められること

- ・すべての物品を網羅し、かつ体系的であること
- ・一つの物品は必ず一つのカテゴリーに分類されること
- ・解釈が相違したとき、解決する仕組みを持っていること
- ・国際的に広く利用されること
- ・時代の変化に合わせてアップデートされること

HS条約の規定（一部抜粋）

【第3条 締約国の義務】

- ・関税率表及び統計品目表をHSに適合
 - 全ての項(4桁)及び号(6桁)の使用
 - 通則並びに全ての部、類及び号の注の使用
 - HSの数字上の配列に従う
- ・HSに基づく輸出入貿易統計の公表
- ・HS6桁を超える細分の設定

【第6条 統一システム委員会】

- ・HS条約第6条に基づいて設立された委員会
- ・HS条約締約国によって構成
(ICC等の国際機関もオブザーバ参加)
- ・年2回、WCO本部で開催

1. 品目分類の概要 ～HS品目表～



HS品目表において所属を決定することができないもの

空気 (液体空気及び圧搾空気を除く)

単に詰めただけの空気



例外



液体(圧搾)空気
(第28.53項)

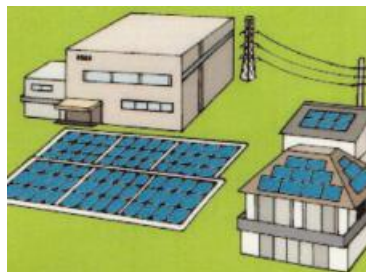
火



死体



(参考) 電氣的エネルギー



電氣的エネルギー(第27.16 項
(任意採用項))について、
日本は採用していない。

1. 品目分類の概要 ～HS品目表～



時代の変化に合わせてアップデート

(過去のHS改正)

- 1992年 解釈上の明確化のための修辭上の修正
- 1996年 オゾン層破壊物質、磁気カード等の明確化
- 2002年 デジタルカメラ、廃棄物等の明確化
- 2007年 マグロ、農薬、ハイテク関連機器等の明確化
- 2012年 特定の動植物(国連食糧農業機関〔FAO〕)、リチウムイオンバッテリー、バイオディーゼルの明確化、おむつ等の明確化
- 2017年 ハイブリッド自動車、LED電球、ノンアルコールビール、水産品・林産品・農業機械等、抗マラリア製品、カメラの三脚等
- 2022年 電子たばこ、3Dプリンター、スマートフォン、ガラス繊維及びその製品、03類の粉等、プラセボ等

1. 品目分類の概要 ～HS品目表～

実行関税率表

第4部 調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品、非燃焼吸引用の物品（ニコチンを含有するかしないかを問わない。）並びにニコチンを含有するその他の物品（ニコチンを人体に摂取するためのものに限る。）

第18類 ココア及びその調製品

部(大分類)

類(中分類)

項(小分類)

号(小分類)

輸出統計品目表

統計番号 Statistical code		品名 Description
番号 H.S. code		
18.06		チョコレートその他のココアを含有する調製食料品
1806.10		ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）
110		1 砂糖を加えたもの ー じょう糖の含有量が全重量の50%以上のもの
190		ー その他のもの
200		2 その他のもの

税表細分

統計細分

※ 輸入と輸出で異なる

第4部 調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品、非燃焼吸引用の物品（ニコチンを含有するかしないかを問わない。）並びにニコチンを含有するその他の物品（ニコチンを人体に摂取するためのものに限る。）
第18類 ココア及びその調製品

統計番号 Statistical code		品名 Description
番号 H.S. code		
18.06		チョコレートその他のココアを含有する調製食料品
1806.10	000	ー ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）
1806.20	000	ー その他の調製品（塊状、板状又は棒状のもので、その重量が2キログラムを超えるもの及び液状、ペースト状、粉状、粒状…

1. 品目分類の概要 ～HS品目表～



HS品目表の配列

(注) 説明は簡略化しており、注の規定については一部のみを取り上げています。実際の分類は、部、類及び号の注並びに項及び号の規定に従います。

食料品

肉 (第2類)
魚介類 (第3類)
野菜 (第7類)
果実、ナット (第8類)
穀物、穀粉など (第10・11類)
酪農品など (第4類)
コーヒー、茶、香辛料 (第9類)

調製

肉、魚介類の調製品 (第16類)
野菜、果実、ナットの 調製品 (第20類)
穀粉、ミルクの調製品 (第19類)
各種の調製食料品 (第21類)

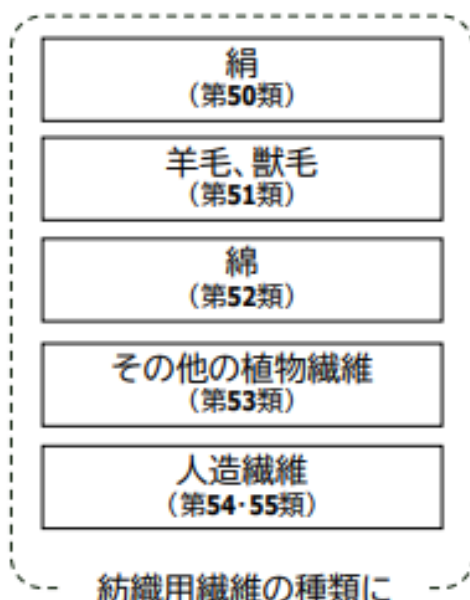
農水産品は第1部から第4部(第1類から第24類)にまとめられています。左に掲げているのは食料品の含まれる主な類です。これ以外にも、種などが含まれる第12類、油脂が含まれる第15類、糖類と砂糖菓子が含まれる第17類、ココアとその調製品が含まれる第18類、飲料などが含まれる第22類などがあります。

一般に、加工度の高いものほど、より後ろの類に含まれます。例えば、生鮮、冷蔵、冷凍、乾燥などの処理をした肉は第2類に含まれますが、ソーセージや加熱による調理をした肉などは第16類に含まれます。

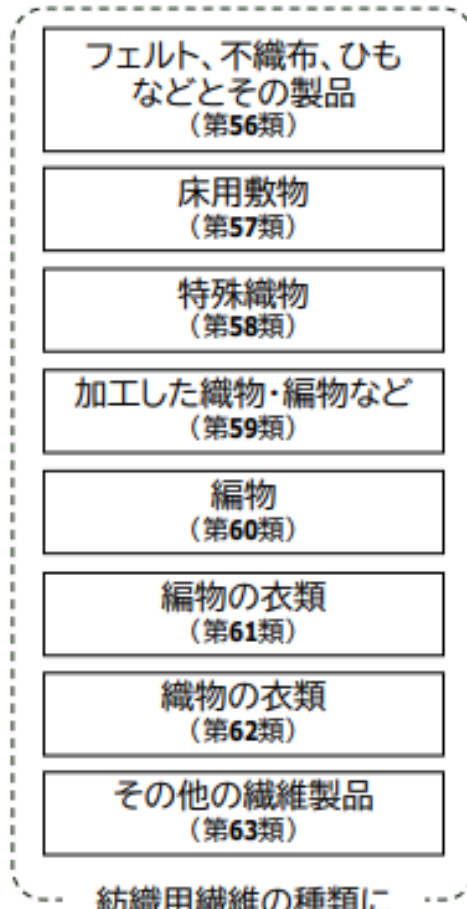
1. 品目分類の概要 ～HS品目表～



紡織用繊維とその製品



紡織用繊維の種類に
従った区分



紡織用繊維の種類に
関わない区分

紡織用繊維産業の原材料、半製品とそれらから製造される物品は第11部としてまとめられています。

第50類から第55類には、原材料や糸、織物などが含まれます。

第56類から第63類までには、第50類から第55類までに含まれない各種の織物や編物、その他の繊維製品が含まれます。また、第11部以外に含まれる物品を除き、紡織用繊維を製品にしたものが含まれます。

第11部以外に含まれる紡織用繊維製品の例としては、バッグ(第42類)、履物(第64類)、帽子(第65類)などがあります。

第11部に共通する除外物品や規定の定義などは、第11部の注に規定されています。

1. 品目分類の概要 ～HS品目表～

卑金属とその製品

鉄鋼とその製品 (第72・73類)
銅とその製品 (第74類)
ニッケルとその製品 (第75類)
アルミニウムとその製品 (第76類)
鉛とその製品 (第78類)
亜鉛とその製品 (第79類)
すずとその製品 (第80類)
その他の卑金属、 サーメットとその製品 (第81類)

工具、カトラリーなど
(第82類)

各種の卑金属製品
(第83類)

卑金属の種類に
関わない区分



卑金属とそれらの製品の多くは第15部に含まれます。

第72類から第76類までと第78類から第81類までには、卑金属の塊、棒、線、シート等の物品とそれらの製品が含まれます。ただし、卑金属製の特定の種類の物品は、その構成金属に関係なく、第82類又は第83類に属します。

「卑金属」や、第72類から第76類までと第78類から第81類までに共通する規定(例えば、「棒」、「型材」、「線」など)の定義などは、第15部の注に規定されています。

第77類は欠番となっています。

1. 品目分類の概要 ～HS品目表～

機械類と電気機器



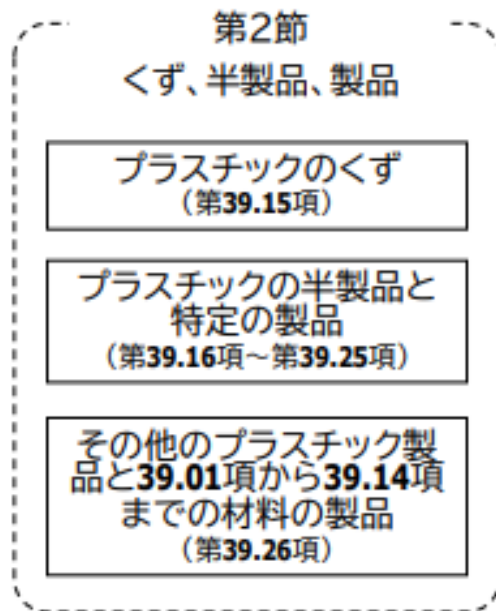
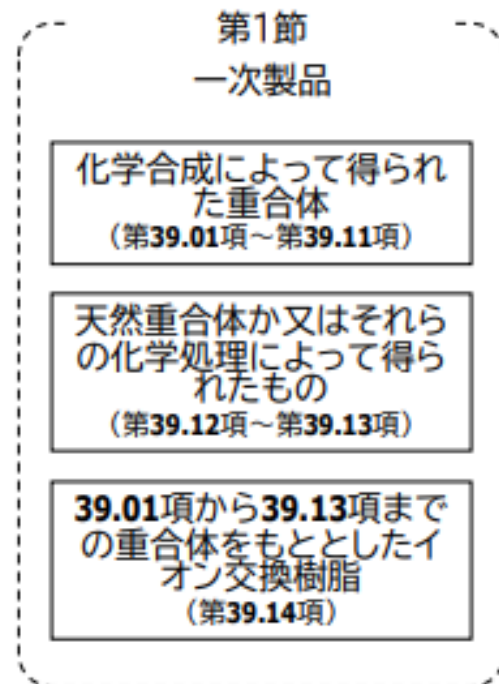
第16部には、第16部、第84類、第85類の注で除外されているもの、他の部に特掲されているものを除き、すべての機械類と電気機器とそれらの部分品、機械式・電気式でない機器とそれらの部分品が含まれます。

第16部の注には、部分品の所属の決定についての規定があります。

第16部以外に含まれる機械類・電気機器の例としては、精密機器(第90類)、玩具やゲーム機(第95類)などがあります。

第39類(プラスチック及びその製品)

類の中の配列の例



第39類は2つの節に分けられています。

「一次製品」とは、液状又はペースト状の物品、塊、粉、粒、フレークその他これらに類する物品のことをいいます。

「プラスチック」の定義は、第39類注1に規定されています。なお、この注は“この表において「プラスチックとは」…”と規定されていることから、第39類以外のHS品目表の規定にも適用されます。

1. 品目分類の概要 ～関税分類～

関税分類：関税の課税等のために、関税率表上の所属区分を決めること

課税標準及び税率（関税定率法第3条）

「関税は、輸入貨物の価格又は数量を課税標準として課するものとし、その税率は **別表** による。」

関税額の計算例

$$\text{輸入貨物の価格(CIF)} \times \text{税率(関税率表)} = \text{関税額}$$

第11部 紡織用繊維及びその製品
第61類 衣類及び衣類付属品（ポリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）

2018年4月1日現在

統計番号 Statistical code		品名 Description	関税率 Tariff rate					関税率(経済連携協定) Tariff rate (EPA)													単位 Unit		他法令 Law		
番号 H.S. code			基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO	特恵 GSP	特別特恵 LDC	シンガポール Singapore	メキシコ Mexico	マレーシア Malaysia	チリ Chile	タイ Thailand	インドネシア Indonesia	ブルネイ Brunei	アセアン ASEAN	フィリピン Philippines	スロバキア Slovakia	ベトナム Viet Nam	インド India	ペルー Peru	豪州 Australia	モンゴル Mongolia		I	II
61.01		男子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック(スキージャケットを含む)、ウインドブレーカー、ウインドジャケットその他これらに類する製品(ポリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、第61.03項のものを除く。)																							
6101.20	000	縫製のもの	10.9%		(10.9%)		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	NO	KG	
6101.30	000	人達襟縫製のもの	10.9%		(10.9%)		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	NO	KG	
6101.80		その他の紡織用繊維製のもの																							
	100	1 羊毛製又は獣毛製のもの	10.9%		(10.9%)		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	NO	KG	
	900	2 その他のもの	8.4%		(8.4%)		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	NO	KG	

関税分類する時期：提示（輸入申告）の際の貨物の現況による分類判断が大原則

課税物件の確定の時期（関税法第4条）

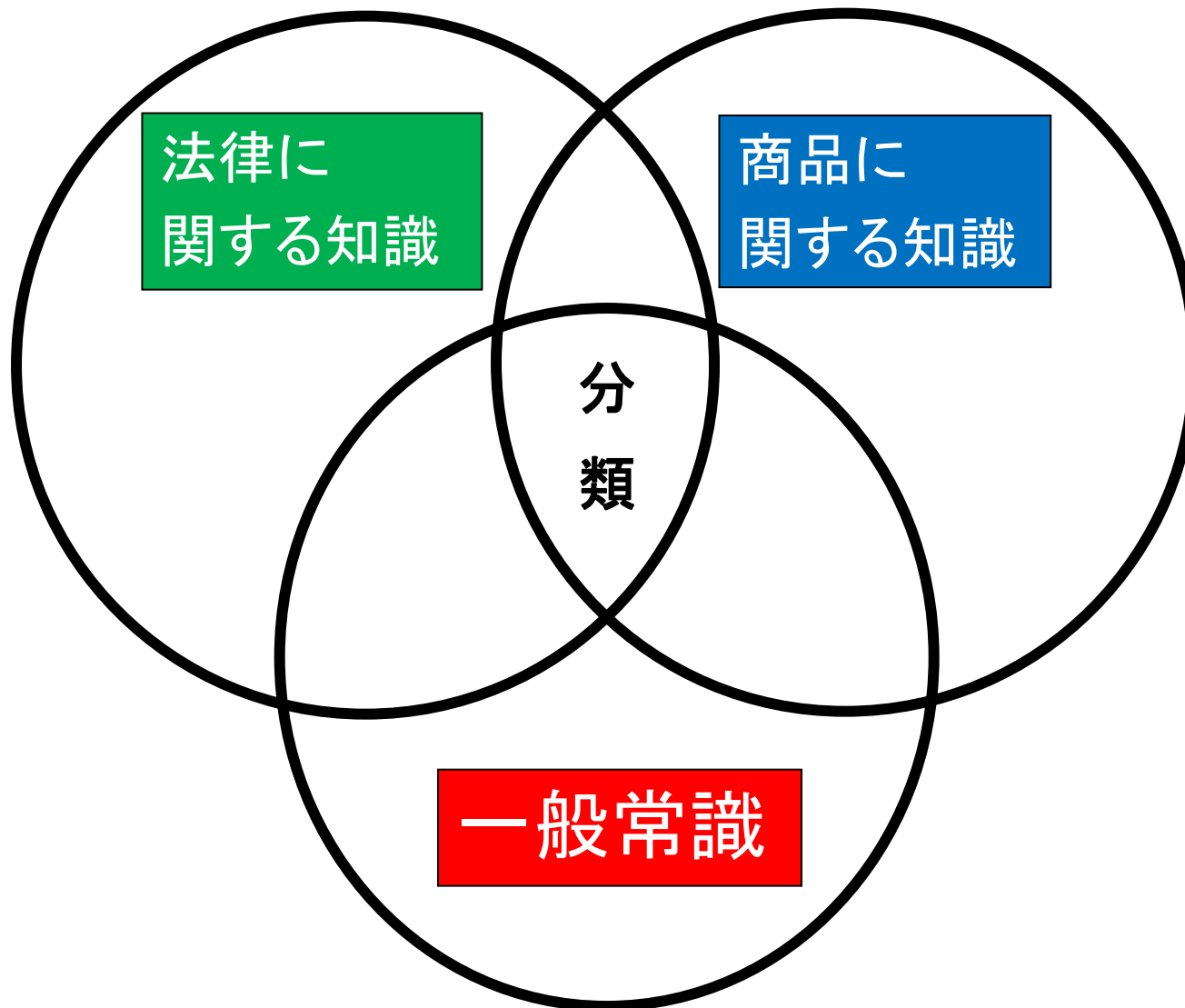
関税を課する場合の基礎となる貨物の性質及び数量は、**当該貨物の輸入申告の時における現況**による。

End use による分類は認められない

1. 品目分類の概要 ～関税分類～



正しい関税分類に必要な要素



2. 関税率表の解釈に関する通則

2. 関税率表の解釈に関する通則 ～通則～



通則とは

国際貿易で取引される全ての物品を関税率表に列挙して掲載することは不可能。そのため、関税率表の適用について統一的運用を確保し、関税率表における物品の所属を決定するために規定。

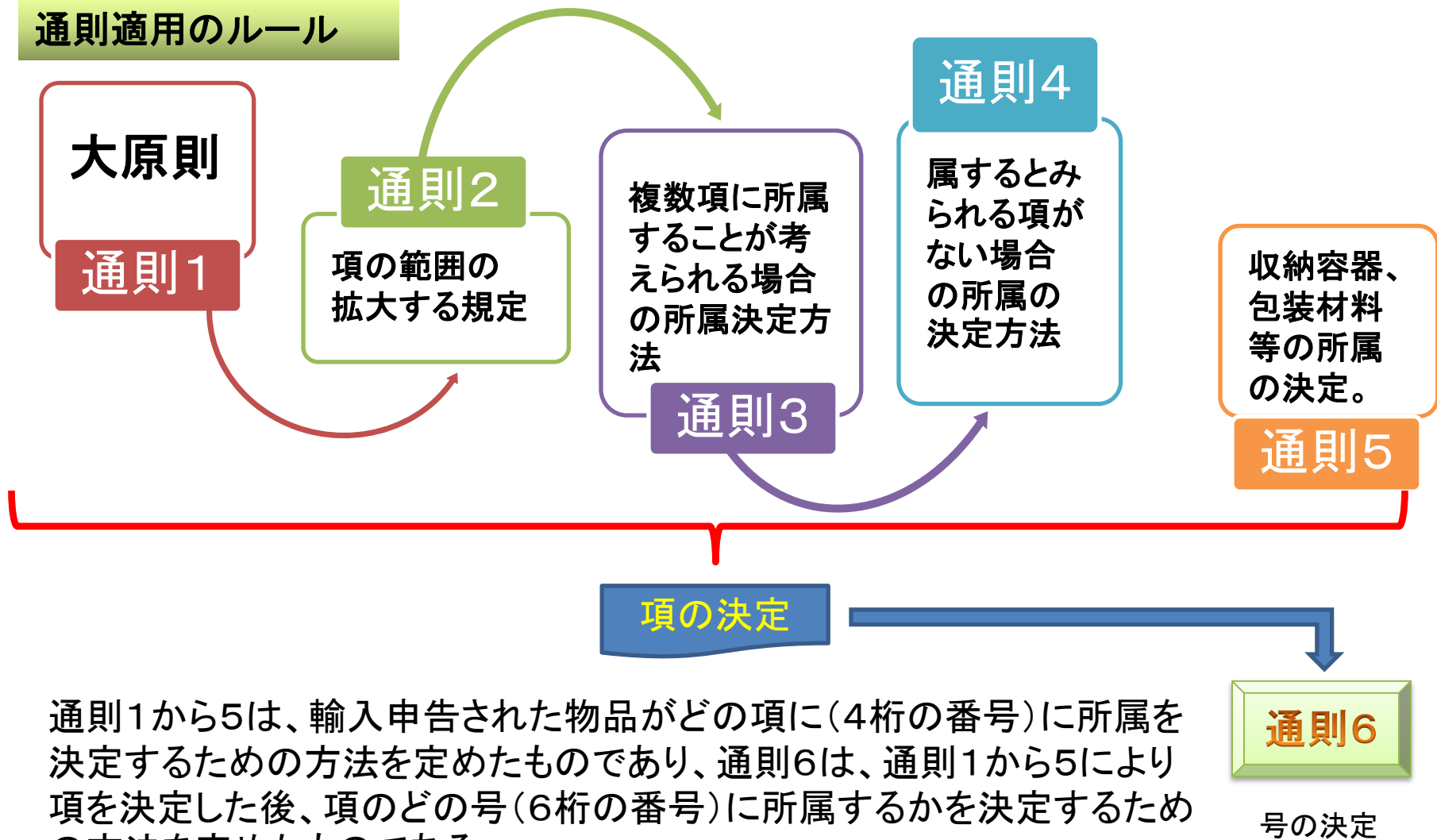
通則1～5は、提示された物品がどの項に所属するか決定するための方法を規定。

通則6は、所属する項を決定した後、その項の中のどの号に所属するかを決定するための方法を規定。

通則1～6は、HS条約の附属書の一つである「統一システム解釈に関する通則」1～6をそのまま採用

2. 関税率表の解釈に関する通則 ～通則～

通則適用のルール



通則1から5は、輸入申告された物品がどの項に(4桁の番号)に所属を決定するための方法を定めたものであり、通則6は、通則1から5により項を決定した後、項のどの号(6桁の番号)に所属するかを決定するための方法を定めたものである。

通則1・・・関税分類の大原則

部、類及び節の表題は、単に参照上の便宜のために設けたものである。

この表の適用に当たっては、物品の所属は、項の規定及びこれに関係する部又は類の注の規定に従い、かつ、これらの項又は注に別段の定めがある場合を除くほか、次の原則に定めるところに従って決定する。

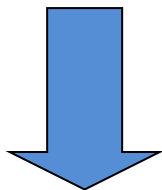
2. 関税率表の解釈に関する通則 ～通則1～



通則1前段部分

部、類及び節の表題は、**単に参照上の便宜のために設けたものである。**

国際貿易で取引される多種・多様な物品のすべてを部、類及び節の表題に含め、特定して列挙することはおよそ不可能



表題は簡単な表現にして
単なる参考扱いとしている

法的な性格はない

2. 関税率表の解釈に関する通則 ～通則1～

通則1後段部分

この表の適用に当たっては、物品の所属は、**項の規定**及びこれに係する**部又は類の注の規定**に従い、かつ、これらの項又は注に別段の定めがある場合を除くほか、次の原則に定めるところに従って決定する。

「項の規定及びこれに係する部又は類の注の規定」に従って
4桁ベースの所属を決定する。

関税分類の大原則

法的拘束力を持つ

「これらの項又は注に別段の定めがある場合を除くほか」、通則2、3、4、5の原則に従って4桁ベースの所属を決定する。



項の規定及びこれに係する部又は類の注の規定が最優先する規定であり、最初に考慮すべきことを明確化

2. 関税率表の解釈に関する通則 ～通則1～



事例 第44類の表題 「木材及びその製品並びに木炭」

同類の注で除外される木製品
例えば、木製の家具

法的拘束力なし



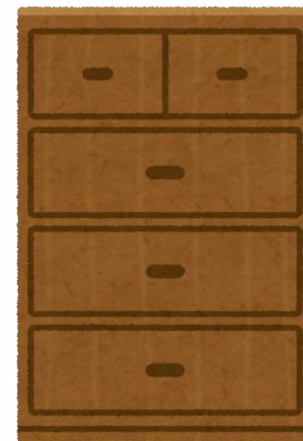
第44類注1(O)

第94類の木製家具は第44類には属しない。



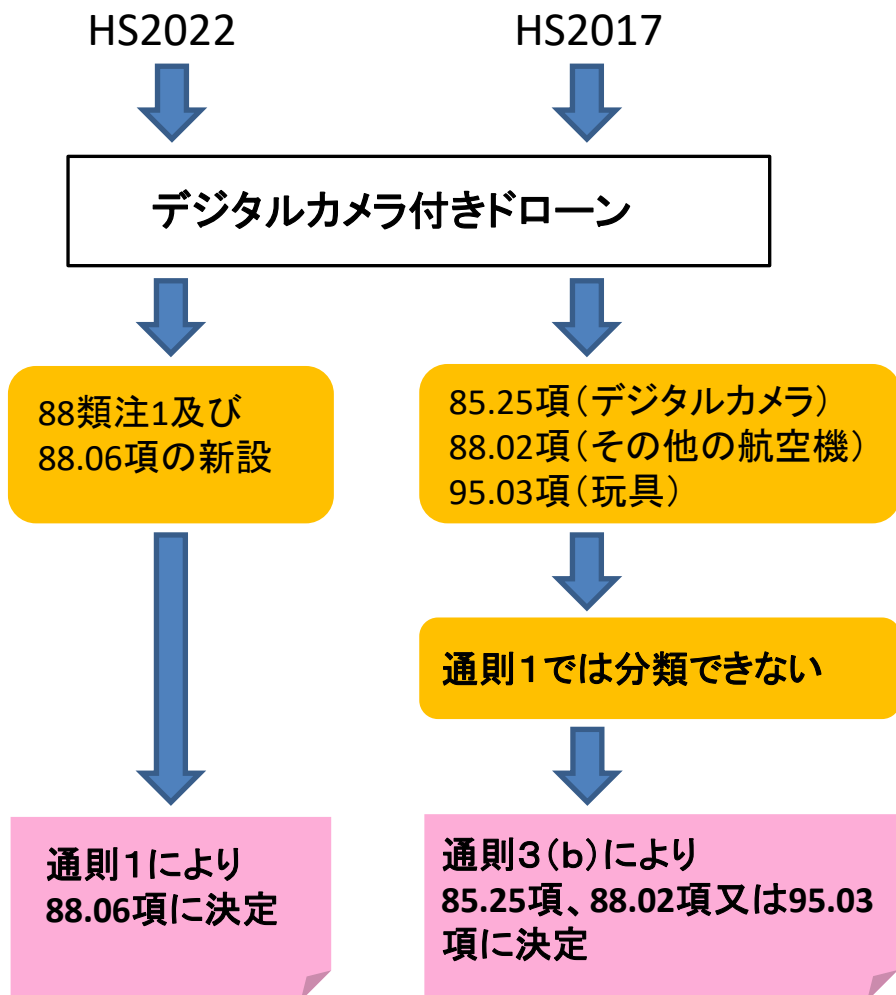
第94類に分類される

法的拘束力あり



2. 関税率表の解釈に関する通則 ～通則1～

通則1で分類決定できれば通則2以降の分類検討は不要



HS2022新設箇所

第88類 航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品

注

1 この類において、「無人航空機」とは、第88.01項の物品を除き、操縦士が搭乗せずに飛ぶように設計した航空機をいう。無人航空機には、積載物を運搬するように設計したもの又は恒久的に組み込まれたデジタルカメラ若しくは飛行中に実用的機能を発揮可能なその他の装置を装備したものを含む。

ただし、無人航空機には、専ら娯楽用に設計された飛行する玩具を含まない（第95.03項参照）。

88.02	その他の航空機（例えば、ヘリコプター及び飛行機。第88.06項の無人航空機を除く。）並びに宇宙飛行体（人工衛星を含む。）及び打上げ用ロケット
-------	--

88.06	無人航空機
8806.10	— 旅客の輸送用に設計したもの — その他のもの（遠隔制御飛行専用のものに限る。）
8806.21	— 最大離陸重量が250グラム以下のもの
8806.22	— 最大離陸重量が250グラムを超え7キログラム以下のもの
8806.23	— 最大離陸重量が7キログラムを超え25キログラム以下のもの
8806.24	— 最大離陸重量が25キログラムを超え150キログラム以下のもの
8806.29	— その他のもの — その他のもの
8806.91	— 最大離陸重量が250グラム以下のもの
8806.92	— 最大離陸重量が250グラムを超え7キログラム以下のもの
8806.93	— 最大離陸重量が7キログラムを超え25キログラム以下のもの
8806.94	— 最大離陸重量が25キログラムを超え150キログラム以下のもの
8806.99	— その他のもの

2. 関税率表の解釈に関する通則 ～通則1～

事例：冷凍シーフードピラフ

（品目分類事例より）

味付け米飯66%、シュリンプ11%、あさり11%、野菜12%からなる冷凍ピラフ。
 (19.04項) (16.05項) (16.05項) (20.04項)

第16類 肉、魚、甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物又は昆虫類の調製品

注

- 1 この類には、第2類、第3類、第4類の注6又は第05.04項に定める方法により調製し又は保存に適する処理をした肉、くず肉、魚、甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物並びに昆虫類を含まない。
- 2 ソーセージ、肉、くず肉、血、昆虫類、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を含有する調製食品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の20%を超えるものは、この類に属する。この場合において、これらの物品の二以上を含有する調製食品については、最大の重量を占める成分が属する項に属する。前段及び中段のいずれの規定も、第19.02項の詰物をした物品及び第21.03項又は第21.04項の調製品については、適用しない。

第19類 穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) ソーセージ、肉、くず肉、血、昆虫類、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を含有する調製食品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の20%を超えるもの（第16類参照。第19.02項の詰物をした物品を除く。）
 - (b) 飼料用のビスケットその他の穀粉又はでん粉の調製飼料（第23.09項参照）
 - (c) 第30類の医薬品その他の物品

シュリンプ、あさりを合わせて全重量の22%となることから、[第16類注2](#)及び[第19類注1](#)の規定により第19.04項には分類されず、第16.05項に分類されます。

第16.05項において、第1605.21号の「シュリンプ及びプローン」（シュリンプ11%が該当）と第1605.56号の「クラム、コックル及びアークシェル」（あさり11%が該当）が考えられますが、各号に該当する物品の重量が同量であることから、関税率表に関する通則6により通則3(c)を準用し、第1605.56号に分類されます。



あさりの調製品（1605.56号）

通則2・・・項の範囲を拡大する規定

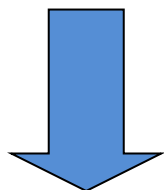
- (a) 各項に記載するいずれかの物品には、未完成の物品で、完成した物品としての重要な特性を提示の際に有するものを含むものとし、また、完成した物品（この2の原則により完成したものとみなす未完成の物品を含む。）で、提示の際に組み立ててないもの及び分解してあるものを含む。
- (b) 各項に記載するいずれかの材料又は物質には、当該材料又は物質に他の材料又は物質を混合し又は結合した物品を含むものとし、また、特定の材料又は物質から成る物品には、一部が当該材料又は物質から成る物品も含む。
- 二以上の材料又は物質から成る物品の所属は3の原則に従って決定する。

2. 関税率表の解釈に関する通則 ～通則2(a)～



通則2(a)前段部分・・・**未完成の物品の所属**

各項に記載するいずれかの物品には、未完成の物品で、完成した物品としての重要な特性を提示の際に有するものを含むものとし、・・・



未完成の物品であっても提示の際に**完成した物品としての重要な特性を有するもの**は、完成品と同じ項に属する。
(部分品又は中間製品として取り扱わない。)

(例) タイヤを装備していない自動車、サドルのない自転車、中敷のない靴等

2. 関税率表の解釈に関する通則 ～通則2(a)～



通則2(a)前段部分・・・**未完成の物品の所属**

この規定は、「**ブランク**」についても適用する。

[ブランク]: そのまま直接使用することはできないが、完成した物品又は部分品のおおよその形状又は輪郭を有し、かつ、例外的な場合を除き、完成した物品又は部分品に仕上げるためにのみ使用する物品

事例 ペットボトルのブランク



関税率表解説39.23項

(a)・・・(プラスチック製の)瓶、フラスコ等の容器

この項には次の物品を含む

(i) (省略)

(ii) プラスチックボトルの成形前の中間製品で、管状の一端が閉じており、口の方はねじ式の蓋を取付けるためにネジが切られている。ネジ切り部より下の部分は、所定の大きさや形に膨張させる。

2. 関税率表の解釈に関する通則 ～通則2(a)～

通則2(a)後段部分・・・提示の際に組み立ててないもの又は分解してあるものの所属

・・・完成した物品(この2の原則により完成したものとみなす未完成の物品を含む。)で、提示の際に組み立ててないもの及び分解してあるものを含む。

完成した物品で提示の際に**組み立ててないもの**又は**分解してあるもの**は、完成品と同一の項に属することを定めたものです。

このような状態で物品が提示されるのは、通常、包装、荷扱い又は輸送上の必要性、便宜等の理由によるものです。

また、この通則は、未完成の物品(この通則の前段の規定により完成したものとして取り扱われるものに限る。)で、提示の際に組み立ててないもの又は分解してあるものについても適用されます。



※第1部から第6部までの物品には、通常、通則2(a)の規定は適用されません。

2. 関税率表の解釈に関する通則 ～通則2(b)～

通則2(b)・・・二以上の材料又は物質を混合し又は結合した物品の所属

1. ある材料又は物質について記載がしてある項(例えば、馬毛)及び特定の材料又は物質からできた物品であることを示す記載がしてある項(例えば、天然コルクの製品)の範囲を拡大して、他の材料又は物質を混合し又は結合した物品及び部分的に他の材料又は物質を使用した物品を含むようにする規定です。

ただし、項の規定又は部若しくは類の注の規定に別段の定めがある場合には、この規定は適用しません。

別段の定めがある場合の例

- ・15.03項 ラードステアリン、ラード油、オレオステアリン、オレオ油及びタロー油(乳化、混合その他の調製をしていないものに限る。)
- ・第31類(肥料)注2 第31.02項には次の物品のみを含む。

2. この通則を適用した結果二以上の項に属するとみられる場合には、**通則3の原則に従って**所属を決定する。

2. 関税率表の解釈に関する通則 ～通則3～



通則3・・・何らかの理由により二以上の項に属するとみられる 場合の物品の所属の決定方法

2(b)の規定の適用により又は他の理由により物品が二以上の項に属するとみられる場合には、次に定めるところによりその所属を決定する。

- (a) 最も特殊な限定をして記載をしている項が、これよりも一般的な記載をしている項に優先する。ただし、二以上の項のそれぞれが、混合し若しくは混合した物品に含まれる材料若しくは物質の一部のみ又は小売用のセットの構成要素の一部のみについて記載をしている場合には、これらの項のうち一の項が当該物品について一層完全な又は詳細な記載をしているとしても、これらの項は、当該物品について等しく特殊な限定をしているものとみなす。
- (b) 混合物、異なる材料から成る物品、異なる構成要素で作られた物品及び小売用のセットにした物品であって、(a)の規定により所属を決定することができないものは、この(b)の規定を適用することができる限り、当該物品に重要な特性を与えている材料又は構成要素から成るものとしてその所属を決定する。
- (c) (a)及び(b)の規定により所属を決定することができない物品は、等しく考慮に値する項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。

2. 関税率表の解釈に関する通則 ～通則3～



2(b)の規定の適用により又は他の理由により物品が二以上の項に属するとみられる場合には、次に定めるところによりその所属を決定する。

通則3(a) **最も特殊な限定**をして記載をしている項が、これよりも一般的な記載をしている項に優先する。



(a)により所属を決定することができないもの

(i)混合物 (ii)異なる材料から成る物品 (iii)異なる構成要素で作られた物品 (iv)小売用のセットにした物品

通則3(b) であって、当該物品に**重要な特性**を与えている材料又は構成要素から成るものとしてその所属を決定する。



(b)により所属を決定することができないもの

通則3(c) 等しく考慮に値する項のうち**数字上の配列において最後**となる項に属する。

2. 関税率表の解釈に関する通則 ～通則3(a)～



通則3(a)前段・・・より特殊な限定が優先

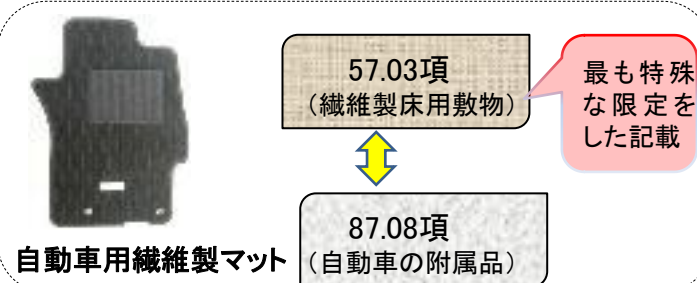
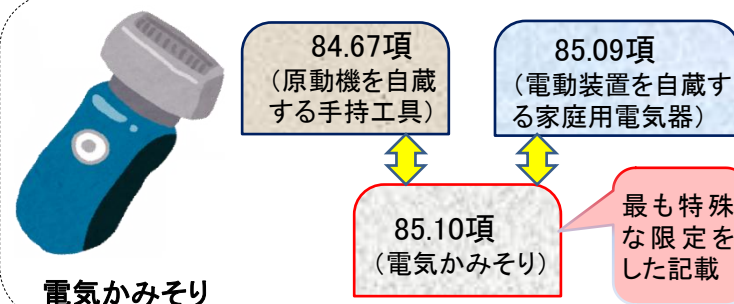
最も特殊な限定をして記載をしている項が、これよりも一般的な記載をしている項に優先する。

どのような表現が「特殊な限定」であるかについて厳密に規定することは困難であるが、一般的には次のように考えられる。

関税率表解説より

- a) 特定の固有名のほうが、種類名よりも「特殊な限定」
(例) 電動装置を自蔵するかみそり及びバリカン(85.10項)は、
原動機を自蔵する手持電動工具(84.67項)や
電動装置を自蔵する家庭用電気機器(85.09項)
よりも特殊な限定をしている。

- b) より明確に同一性を確認できる記載をしている方が、
不完全な記載をしているものよりも「特殊な限定」。
(例) 自動車の附属品(87.08項)よりも
じゅうたん(57類)の方が特殊な限定をしているため、
自動車用のじゅうたんは57類に属する。



2. 関税率表の解釈に関する通則 ～通則3(a)～

通則3(a)後段・・・(ただし書き)

ただし、**二以上の項のそれぞれが**、混合し若しくは混合した物品に含まれる**材料若しくは物質の一部**のみ又は小売用のセットの**構成要素の一部**のみについて記載をしている場合には、これらの項のうち一の項が当該物品について一層完全な又は詳細な記載をしているとしても、これらの項は、当該物品について**等しく特殊な限定**をしているものとみなす。



この場合において、物品の所属は、**通則3(b)又は通則3(c)**により決定する。

分類上問題としているのは、物品そのものであり、物品を全体として何に分類するかが問題。項の記載が物品の一部のみを記載している場合は適用できない(通則3(b)以下へ)。

2. 関税率表の解釈に関する通則 ～通則3(a)～



通則3(a)後段・・・(ただし書き)

(事例)プラスチックシートと加硫ゴムシートが積層されたベルトコンベヤベルト



○可能な選択肢

- ・39.26項:その他のプラスチック製品
- ・40.10項:コンベヤ用のベルト(加硫したゴム製のものに限る)

一見、40.10項のほうがより特殊な限定をして記載しているように見えるが、項の規定より、通則3(a)は適用できない（**項の規定が物品の一部のみを記載している場合に該当**）。
したがって、通則 3(b)以下を適用して分類することとなる。

2. 関税率表の解釈に関する通則 ～通則3(b)～



通則3(b)・・・重要な特性を与えている材料・構成要素に注目

混合物、異なる材料から成る物品、異なる構成要素で作られた物品及び小売用のセットにした物品であって、(a)の規定により所属を決定することができないものは、この(b)の規定を適用することができる限り、当該物品に重要な特性を与えている材料又は構成要素から成るものとしてその所属を決定する。



3(a)で所属が決定できない場合には、当該物品に重要な特性を与えている材料又は構成要素から成るものとしてその所属を決定する。

2. 関税率表の解釈に関する通則 ～通則3(b)～



通則3(b)を適用することができるのは、下記の(i)～(iv)までの4つの場合に限られる。

(i) 混合物

(mixtures)

二種類以上の材質が混じりあったもの

(ii) 異なる構成材料から成る物品

(different materials)

二種類以上のものが混成・複合されたもの

(iii) 異なる構成要素で作られた物品

(different components)

- ・異なる構成要素が相互に結合し、實際上分離不可能となった物品
- ・分離可能な構成要素から成る物品

(iv) 小売用のセットにした物品

(sets for retail sales)

2. 関税率表の解釈に関する通則 ～通則3(b)～

重要な特性を与える材料・構成要素の決定基準

客観的基準：容積、数量、重量、価格等

抽象的基準：役割

重要な特性を決定するための要素は、物品の種類によって異なり、その材料若しくは構成要素の性質（重量、容積、数量、価格等）（客観的基準）又は役割等（抽象的基準）により判断する。（通則3(b)の解説(VIII)）



客観的基準を選ぶか、抽象的基準を選ぶか、また、客観的基準／抽象的基準の中でそれぞれ具体的にどのような基準（重量、容積、数量、厚さ、幅、長さ、価格等）／（機能、用途、役割等）を選ぶかについては、ケース・バイ・ケースで判断することになる。

2. 関税率表の解釈に関する通則 ～通則3(b)(i)混合物～

(i) 混合物 → 二種類以上の材料を混ぜたもの

(事例) 小麦粉とライ麦粉との混合物

商品説明：小麦粉84%、ライ麦粉16%とを混合したもの。製菓、製パンに使用

候補税番：11.01項（小麦粉）、11.02項（ライ麦粉）

関連規定：解説19.01項の除外規定（Ⅱ）（b）

→19.01項には混合した穀物の粉を含まない（11.01項又は11.02項）。



ポイント：重要な特性を与えている要素を判断する基準は何か？
重量、用途、役割のいずれか？

- ・ 穀粉どうしの混合は「調製」とは解釈されない（他の粉（果実の粉、砂糖等）との混合物は調製したものとして19類へ分類される）。
- ・ 本品に重要な特性（→重量）を与えている小麦粉から成るものとして第11.01項に属する。

2. 関税率表の解釈に関する通則 ～通則3(b)(ii)異なる構成材料～



事例：組立て式運搬容器

（品目分類事例より）

プラスチック製の蓋及び底部分、強化ダンボール製の胴部分からなるもので、組立てを容易にするため、蓋及び底部分に胴部分を固定できる機構を備えている。

また、蓋及び底部分が特殊な構造になっており、フォークリフトによる積載、移動作業が容易に行なえるもの。

蓋、底及び胴部分がセットとして提示されるもので、パレット機能を有する運搬用の箱、ケースであると認められます。

箱及びケースは、その構成材料によって分類されますが、蓋及び底部分となるプラスチックと胴部分となるダンボールの異なる材料から成る物品であることから、関税率表の解釈に関する通則3(b)の規定に従って重要な特性を与えている材料によってその所属が決定されます。

プラスチック製の蓋及び底部分はフォークリフトにより荷扱いできる構造と堅牢性を備えていることから、重要な特性があるものとして、プラスチック製の箱、ケースとして分類されます。



プラスチック製の箱、ケース(3923.10号)



2. 関税率表の解釈に関する通則 ～通則3(b)(iii)異なる構成要素～



事例: キーリング(ぬいぐるみ付き) (品目分類事例より)

鉄鋼製のキーリング(リンクチェーン付き)に 動物を模した小さなぬいぐるみを取り付けたもの

材 質: (キーリング、リンクチェーン)鉄鋼製 (ぬいぐるみ)ポリエステル製

サイズ: (キーリング) 長さ約50mm(リンクチェーン込み)

(ぬいぐるみ)長さ約65mm×幅約8mm×厚さ約45mm

用 途: キーホルダー、装飾品として使用

本品は、鉄鋼製のリンクチェーン付きの鉄鋼製キーリングに、
紡織用繊維製の小さなぬいぐるみを取り付けたものです。

本品は、異なる構成要素で作られた物品であることから、関税率表の解釈に関する通則3(b)を適用し、本品に重要な特性を与えているのは、バラシング又は装飾品としての性状を有するぬいぐるみよりも、キーリングであると認められます。

したがって、本品は、関税率表第73.26項及び同表解説第73.26項の規定により、同項に分類されます。



その他の鉄鋼製品(7326.90号)

2. 関税率表の解釈に関する通則 ～通則3(b)(iv)小売用のセット～



(iv)小売用のセットにした物品

→ 特定の目的のために製品を取りそろえたもの

(a)異なる項に分類される二以上の物品を、

(b)ある特定の必要性を満たすため又はある活動を行うため、

(c)再包装しないで、最終使用者に直接販売するのに適した状態
(例えば、箱ケースの中又は紙の上)に包装されている物品



(a)、(b)、(c)のすべての条件を満たす必要がある

2. 関税率表の解釈に関する通則 ～通則3(b)(iv) 小売用のセット～



事例：歯磨きセット

(品目分類事例より)

プラスチック製歯ブラシ1本、チューブ入り歯磨き(5g)1個がセットとして、薄く透明なビニール袋に納められたもの。

用途：ホテルや旅館等で宿泊客にサービス品として提供。

歯ブラシ及び歯磨きを小売用のセットにした物品で、歯磨きは少量であること、歯ブラシは反復使用が可能であることから、重要な特性を与えている物品は歯ブラシであると認められますので、関税率表の解釈に関する通則3(b)の規定により、第96.03項のブラシとして分類されます。



歯ブラシ(9603.21号)



2. 関税率表の解釈に関する通則 ～通則3(b)(iv) 小売用のセット～



(例) スパゲッティ調理セット



○ 3(b)



(例) 贈答用缶詰セット



✕ 3(b)

小売り用のセットの条件(b)を充足しない

2. 関税率表の解釈に関する通則 ～通則3(c)～



通則3(c)・・・数字の順番において最後となる番号により決定

3(a)、3(b)の規定で所属を決定することができない物品は、等しく考慮に値する項のうち数字上の配列において 最後となる項に属する。

本規定を適用することは**ありません**
⇒ **特殊な場合に限られます**

本規定は、考慮に値する項について十分に分類の検討を重ね、それでも「等しく考慮に値する」との結論に至った場合に適用されます

2. 関税率表の解釈に関する通則 ～通則3(c)～

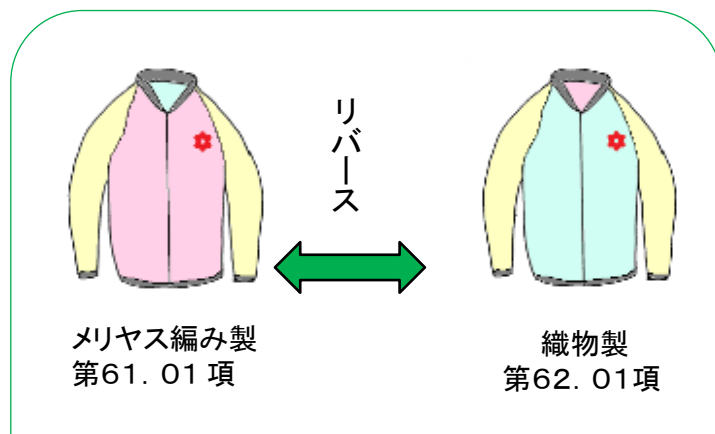


事例：男子用リバーシブルジャンパー

(品目分類事例より)

片面がメリヤス編み製(平編み)、もう一方の面が織物製(平織り)の綿100%の男子用ジャンパーで、**両面にポケット及び背中部分のロゴマークプリントを有しており、いずれの面を外側にしても着用できるように仕立てられたもの(毛皮付きのものではない)。**

実用性、装飾性のいずれの観点からみても、どちらの面が本品に重要な特性を与えているかを決定することはできない。



通則3(b)適用不可

通則3(c)の規定を適用し、数字上の配列において最後となる第62.01項に分類される。

注意：本事例は通則3(c)を適用した事例であるが、表地と裏地で実用性、装飾性に差がある場合は通則3(b)が適用される可能性がある。

2. 関税率表の解釈に関する通則 ～通則4～



通則4・・・関税率表中に属するとみられる 項がない場合の 所属の決定方法

通則3までの原則によりその所属を決定できない物品は、
当該物品に最も類似する物品が属する項に属する。

本規定が適用されるのは、関税率表に当該物品が属すると
みられる項がない場合のみである。

実際に通則4が適用されるケースはほとんどありません

2. 関税率表の解釈に関する通則 ～通則5～



通則5・・・収納容器、包装材料及び包装容器の所属の決定

前記の原則のほか、次の物品については、次の原則を適用する。

(a) 写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、製図機器用ケース、首飾り用ケースその他これらに類する容器で**特定の物品又は物品のセットを収納するために特に製作し又は適合させたものであって、長期間の使用に適し、当該容器に収納される物品とともに提示され、かつ、通常当該物品とともに販売されるものは、当該物品に含まれる。**ただし、この(a)の原則は、重要な特性を全体に与えている容器については、適用しない。

(b) (a)の規定に従うことを条件として、物品とともに提示し、かつ、当該物品の包装に**通常使用する包装材料及び包装容器は、当該物品に含まれる。**ただし、この(b)の規定は、反復使用に適することが明らかな包装材料及び包装容器については、適用しない。

2. 関税率表の解釈に関する通則 ～通則5(a)～



通則5(a)・・・収納容器の所属の決定

5(a)前半

写真機用ケース(90.05項)、楽器用ケース(92.02項)、銃用ケース(93.03項)その他これらに類する容器で、

- a) 特定の物品又は物品のセットを収納するために**特に製作し又は適合させたもの**であって、
- b) **長期間の使用に適し**、(物品の耐久性に合わせて製作し、物品が使用されない時(輸送、貯蔵等)は保護する役目がある。→単なる包装とは区別される)
- c) (別々に包装されているか否かを問わず)当該**容器に収納される物品とともに提示**され、かつ、
- d) 通常当該**物品とともに販売される**ものは、当該物品に含まれる。



5(a)後半

ただし、この(a)の原則は、重要な特性を全体に与えている容器(例えば、茶を入れた銀製の茶筒及び砂糖菓子を入れた装飾的な陶磁製の入れ物)については適用しない。

2. 関税率表の解釈に関する通則 ～通則5(b)～



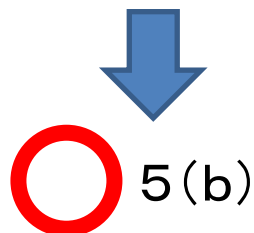
通則5(b)・・・包装容器及び包装材料の所属の決定

物品とともに提示し、かつ、当該物品の包装に通常使用する包装材料および包装容器は、当該物品に含まれる。

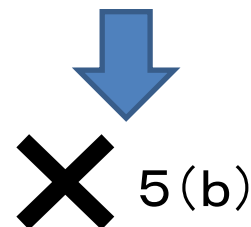
ただし、反復使用に適することが明らかな包装材料及び包装容器については適用しない。



(例) 焼き菓子が入った鉄鋼製缶



(例) 圧縮液化ガス用の鉄鋼製反復容器



通則6・・・号の所属決定

この表の適用に当たっては、項のうちのいずれの号に物品が属するかは、号の規定及びこれに関係する号の注の規定に従い、かつ、前記の原則を準用して決定するものとし、この場合において、同一の水準にある号のみを比較することができる。

この6の原則の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くほか、関係する部又は類の注も適用する。

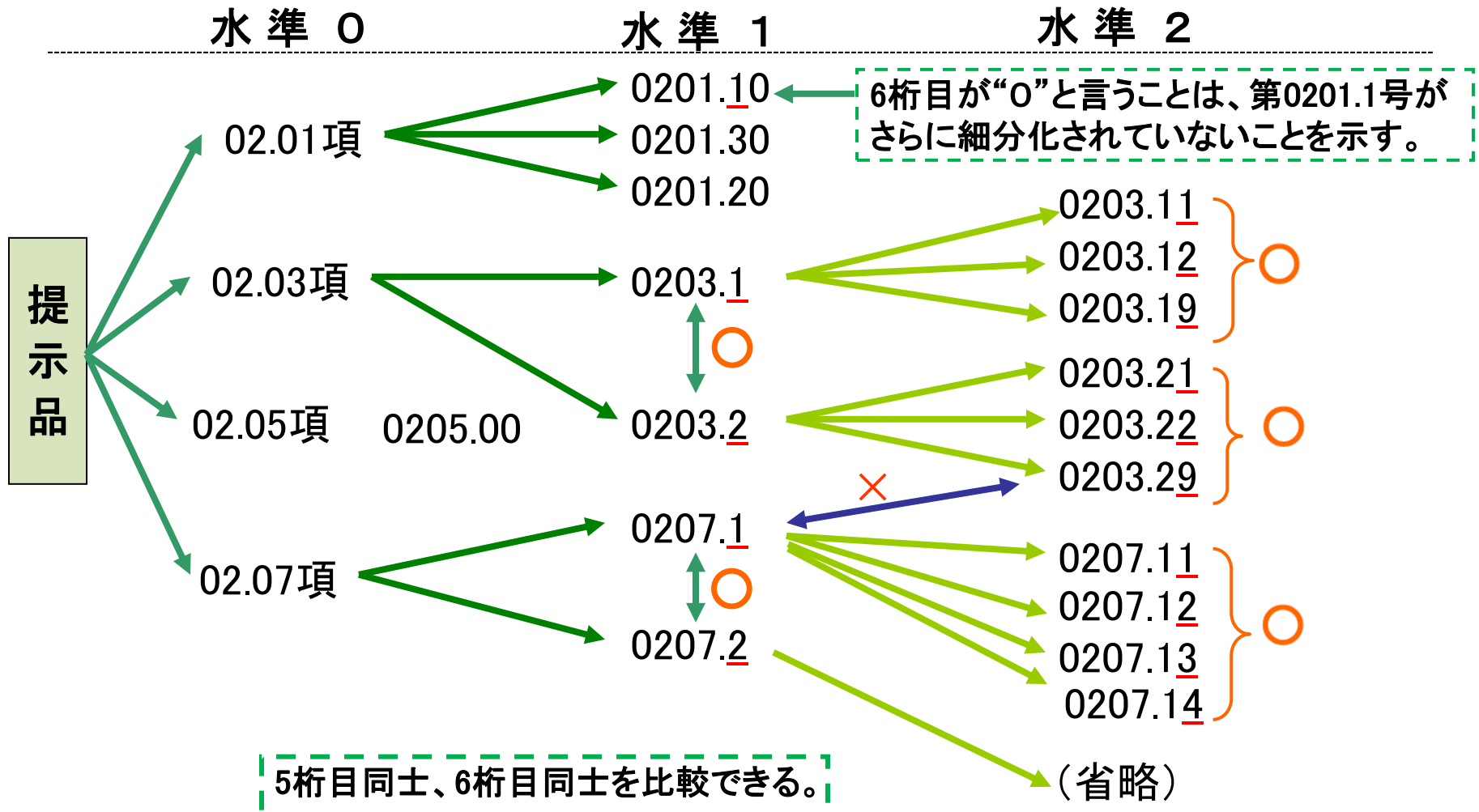
2. 関税率表の解釈に関する通則 ～通則6～

この表の適用に当たっては、項のうちいずれの号に物品が属するかは、

- ・ **号の規定**及びこれに係る**号の注の規定に従い**、かつ、
- ・ 前記の**原則(通則1～5)を準用して決定する**。この場合において、
- ・ **同一水準にある号のみを比較することができる**。この6の原則の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くほか、
- ・ 関係する部又は類の注の規定**も適用する**。
(これは、部又は類の注の規定は、それが号又は号注の規定と矛盾しない場合において適用されることを意味する。)

2. 関税率表の解釈に関する通則 ～通則6～

同一の水準にある号のみを比較



2. 関税率表の解釈に関する通則 ～通則6～

号注が部注・類注よりも優先する事例

第71類 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣

注

4 (A)「貴金属」とは、銀、金及び白金をいう。

(B)「白金」とは、白金、イリジウム、オスミウム、パラジウム、ロジウム及びルテニウムをいう。

号注

2 第 7110.11 号及び第 7110.19 号において白金には、注4(B)の規定にかかわらず、イリジウム、オスミウム、パラジウム、ロジウム及びルテニウムを含まない。

71.10 白金(加工していないもの、一次製品及び粉状のものに限る。)

—白金

7110.11 —加工していないもの及び粉状のもの

7110.19 —その他のもの

—パラジウム

7110.21 —加工していないもの及び粉状のもの

7110.29 —その他のもの

—ロジウム

7110.31 —加工していないもの及び粉状のもの

7110.39 —その他のもの

—イリジウム、オスミウム及びルテニウム

7110.41 —加工していないもの及び粉状のもの

7110.49 —その他のもの



号の所属の決定に当たっては、号注は、部注、類注よりも優先

3. 分類のポイント

3. 分類のポイント ～自動車関連物品～

第15部

第15部注1
この部には、次の物品を含まない。
(g) 第17部の物品

第15部注2「卑金属製のはん用性の部分品」
(a) 継手、より線・ロープ、くぎ・びょう、ねじ・ボルト等
(b) ばね及びばね板
(c) 錠、取付具、管リベット、サインプレート、鏡等

装飾品

スパナ、レンチ、ドライバー等

第16部

第16部注1
この部には、次の物品を含まない。
(i) 第17部の物品

エンジン、エアコン、カムシャフト等

ヘッドライト、ワイパー、ヒューズ等

第18部

スピードメーター、ECU等

時計

自動車関連部品 部注相関図

第17部

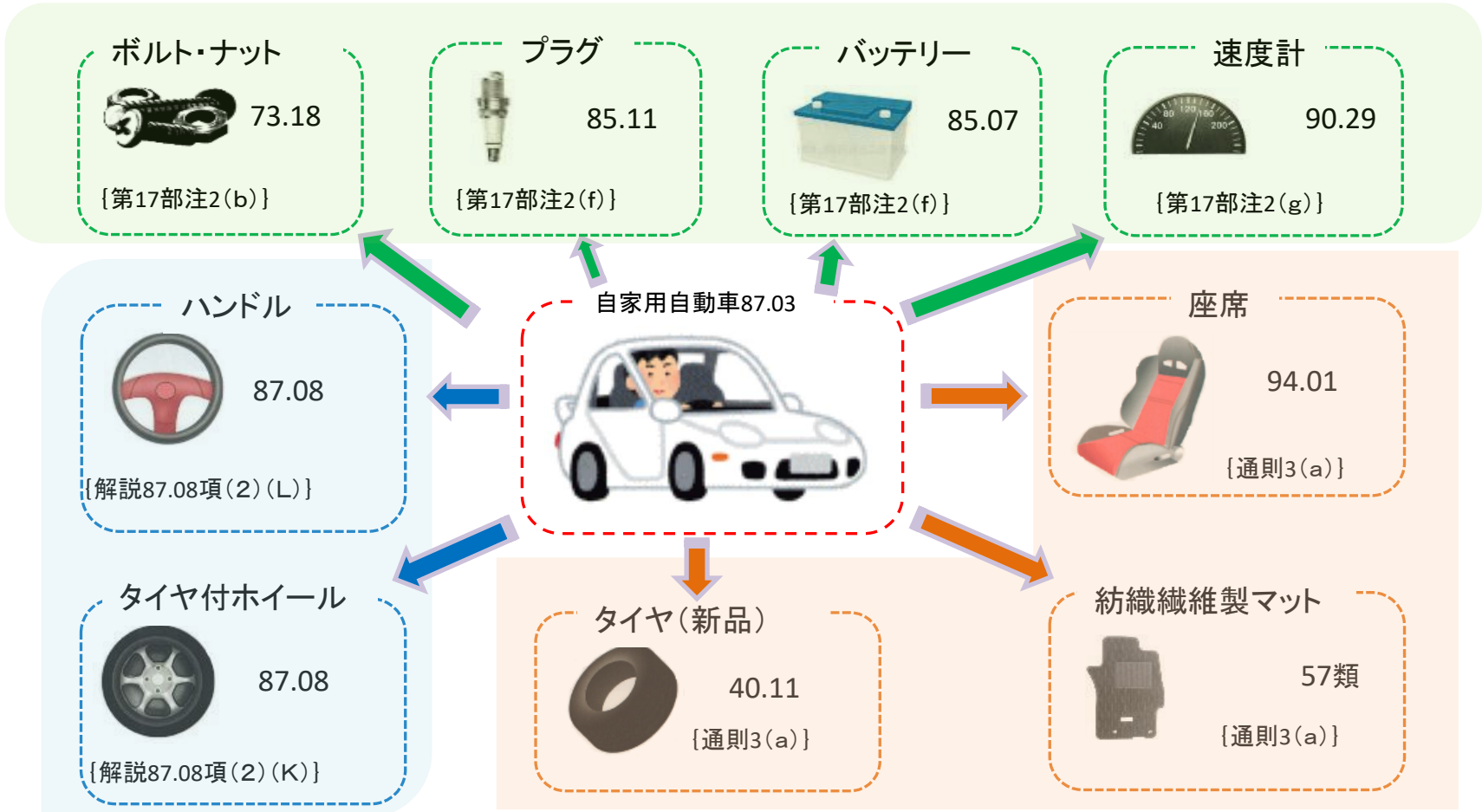
車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品

第17部注2
「部分品」及び「部分品及び附属品」には、次の物品（この部の物品に使用するものであるかないかを問わない。）を含まない。

- (a) ジョイント、ワッシャーその他これらに類する物品（構成する材料により該当する項又は第84.84項に属する。）及びその他の加硫ゴム（硬質ゴムを除く。）製品（第40.16項参照）
- (b) 第15部の注2の卑金属製のはん用性の部分品（第15部参照）及びプラスチック製のこれに類する物品（第39類参照）
- (c) 第82類の物品（工具）
- (d) 第83.06項の物品
- (e) 第84.01項から第84.79項までの機器及びその部分品、第84.81項又は第84.82項の物品並びに第84.83項の物品（原動機の不可分の一部を構成するものに限る。）
- (f) 電気機器（第85類参照）
- (g) 第90類の物品
- (h) 第91類の物品
- (ij) 武器（第93類参照）
- (k) 第94.05項のランプその他の照明器具
- (l) 車両の部分品として使用する種類のブラシ（第96.03項参照）

3. 分類のポイント ～自動車関連物品～

事例：自動車の部分品及び附属品



3. 分類のポイント ～自動車の定義～

国内分類例規 第87類 1.自動車の定義

この表の細分において「**自動車**」とは、第87.01項から第87.05項まで又は第87.09項から第87.11項までの車両及び第87.13項の車両で原動機付きのものをいう。

例

8511.10-010 点火プラグ(自動車用のもの)

6813.81-000 ブレーキライニング及びブレーキパッド(自動車の部分品)

8544.30-010 点火用配線セットその他の配線セット(自動車用のもの)

ポイント！

社会通念上「自動車」というと四輪(大型はそれ以上)のものをイメージすることが多いが、関税率表上の細分で「自動車」は二輪自動車(第87.11項)や原動機付きの身体障害者用車両(第87.13項)を含む。

3. 分類のポイント ～部分品と附属品～



部分品と附属品に関する関税率表上の規定

① 本体の属する項に規定のあるもの

例: 87.15 乳母車及びその部分品

94.03 その他の家具及びその部分品

② 部分品(及び附属品)の特定項を有するもの

例: 87.08 部分品及び附属品(第87.01項から第87.05項までの自動車用のものに限る。)

92.09 楽器の部分品(例えば、オルゴールの機構)及び附属品(例えば、機械式演奏用のカード、ディスク及びロール)、メトロノーム、音さ並びに調子笛

③ 類注に規定のあるもの

例: 95類注3 この類の物品に専ら又は主として使用する部分品及び附属品は、1の物品を除くほか、当該この類の物品が属する項に属する。

④ 部分品規定のないもの

例: 94.04項 寝具その他これに類する物品(例えば、マットレス、布団...)及びマットレスサポート

96.03項 ほうき、ブラシ、...並びにスクイージー(ローラースクイージーを除く。)

ポイント！

部分品及び附属品の規定は部、類及び項により様々。同じ類の物品であっても、「部分品及び附属品」のものと「部分品」のみのものがあるので注意が必要

3. 分類のポイント ～材質変われば分類変わる？～



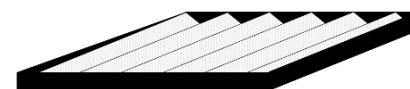
紡織繊維製ろ過フィルター

第16部注1(e)

(伝動用又はコンベヤ用の紡織用繊維製ベルト及びベルチング(第59.10項参照)及び技術的用途に供する紡織用繊維製のその他の製品(第59.11項参照))



技術的用途に供する紡織用繊維製品として
第59.11項に分類



解説第59.11項(B)

(9)真空掃除機用の袋、空気ろ過機用のフィルターバッグ、エンジン等のオイルフィルター
この項の紡織用繊維の物品は、紡織用繊維の物品としての、本質的な性格を有している場合に限り、他の材料の附属品が付いていてもよい。

紙製ろ過フィルター

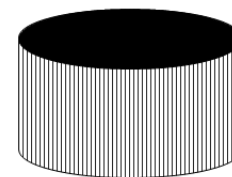
部分品の規定

第84.21項及び第16部注2(a)の規定

(紙は第16部注により除外される材料ではない)



ろ過機の部分品として**第84.21項**に分類



両事例とも通則1により分類される

3. 分類のポイント ～材質変われば分類変わる？～

自動車用紡織用繊維製マット(タフト)

第57.03項

じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物
(タフトしたものに限るものとし、製品にした
ものであるかないかを問わない。)

最も特殊な限定
通則3(a)

VS

第87.08項

部分品及び附属品(第87.01項から第87.05
項までの自動車のものに限る)



紡織用繊維製の床用敷物として第57.03項に分類

自動車用プラスチック製マット

第39.26項

その他のプラスチック製品及び第39.01項から
第39.14項までの材料(プラスチックを除
く。)から成る製品

第39類注2(t)
(除外物品:17部の車両の部分品)
通則1

VS

第87.08項

部分品及び附属品(第87.01項から第87.05
項までの自動車のものに限る)



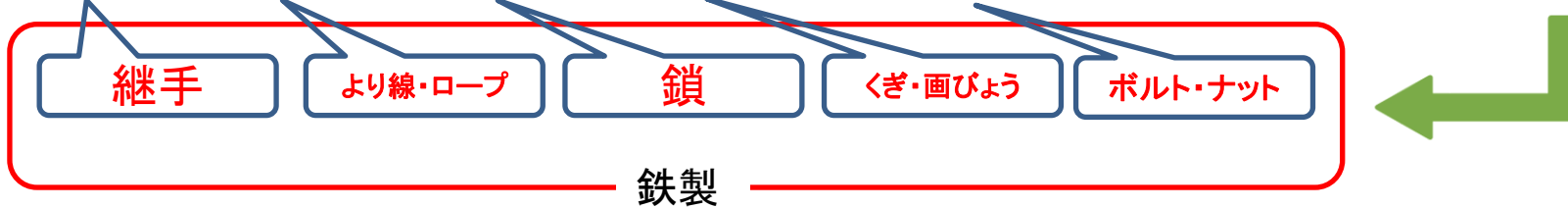
自動車の附属品として第87.08項に分類

3. 分類のポイント ～はん用性の部分品～

第15部注2 この表において「はん用性の部分品」とは、次の物品をいう。

(第74～81類)

(a) 第73.07 項、第73.12 項、第73.15 項、第73.17 項又は第73.18 項の物品及び非鉄卑金属製のこれらに類する物品



(b) 卑金属製のばね及びばね板(時計用ばね(第91.14 項参照)を除く。

例: 自動車用のシャシばね(鉄鋼製 第73.20項)

(c) 第83.01 項、第83.02 項、第83.08 項又は第83.10 項の製品並びに第83.06 項の卑金属製の縁及び鏡



ポイント!

上記(a)～(c)に属する物品が「はん用性の部分品」として第16部、第17部などから除外される(第16部注1(g)、第17部注2(b))

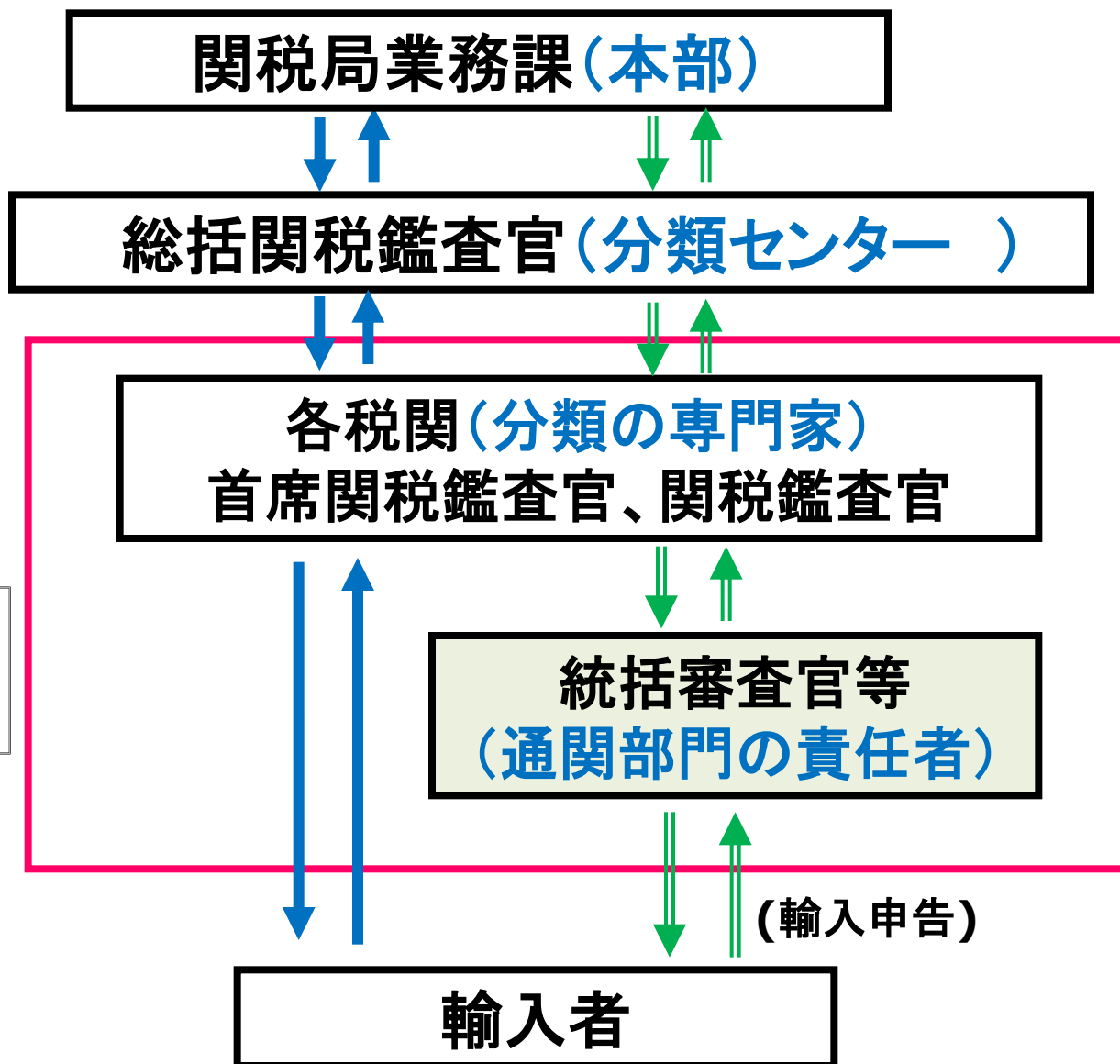
当該物品に「はん用性」があるかどうかはではない。

4. 事前教示制度

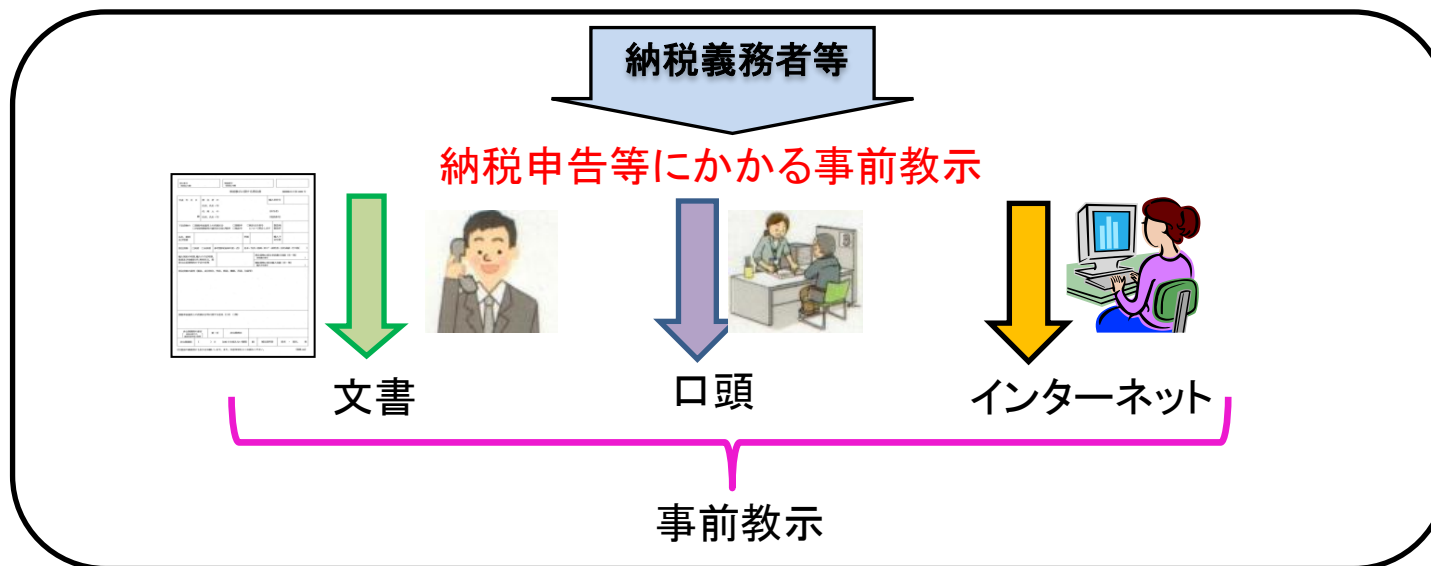
4. 事前教示制度 ～日本の分類インフラ～



事前教示 →
分類協議 ⇄



4. 事前教示制度 ～事前教示の種類～



種 類		照会者	有 効 性	回答期限	根拠
文書による事前教示		輸入者	申告時に尊重 3年有効 意見の申出が可能 変更・撤回の手続き有	30日以内	基本通達7-18
口頭による事前教示		輸入者	参考回答	原則即日	基本通達7-19-1
インターネットによる事前教示	文書回答へ 切り替え有	輸入者	文書教示に準じる	30日以内	基本通達7-19-2
	文書回答へ 切り替え無	輸入者	参考回答	原則即日	

なお、事前教示にあたり、サンプルの提供を要しない貨物等、一定の条件が満たされた場合にはインターネットによる事前教示照会（文書照会への切替え）が可能。

輸入を予定している貨物の関税分類を**文書で照会し、文書で回答を受ける**ことができ、
輸入者の方にとっては**様々なメリット**のある制度です。

●事前の計画性

事前に輸入貨物の税番・税率がわかるので、原価計算が確実にでき、輸入計画や販売計画が立てやすくなる。

●迅速な通関

輸入貨物の税番・税率について事前に回答を受けることにより、輸入時の貨物の通関・引取りが早くなる。

●分類の安定性

文書による照会の回答内容は、照会された貨物の輸入
通関審査に際して、3年間尊重される。

●分類の公平性

文書による照会の回答内容は、すべて登録番号で管理されているので、全国どこで輸入申告されても、通関審査に際して尊重される。

65

4. 事前教示制度 ～文書による事前教示～

事前教示回答の作成

関税法基本通達第7-18

事前教示回答の作成

- ・ 各税関が作成した回答書は、分類センターに送付され、必要に応じて、本省と協議。

情報の公開 ⇒ 税関ホームページ

情報の公開 ⇒ 税関ホームページ

- ・ 書面による照会にかかる事前教示回答書は、**分類の透明性の向上を図っていく観点から原則公開。**
- ・ 照会者から一定期間内(180日を超えない期間内)につき公開しないことを求める申し出があった場合、当該期間後に公開。
- ・ 情報公開法に定める不開示情報等は伏せて公開。

事前教示回答書に関する意見の申出

- ・ 輸入者は、税関の事前教示回答に対して、照会者が再検討を希望する場合は、事前教示回答書に関する意見の申出書を提出することが可能(回答から2か月以内)。
- ・ 回答税関に当該申出が提出された場合、受付税関は、事前教示回答を再検討の上、分類センターに協議。分類センターは、意見を添えて本省に上申。
- ・ 再検討の結果、事前教示回答を変更する場合は、事前教示回答書の変更通知(分類解釈の変更／適用法令の誤り)を輸入者に送付。

4. 事前教示制度 ～Eメールによる口頭照会～



名古屋税関HP掲載場所

税関手続きのご案内

- ▶ [所管法令等一覧](#)
- ▶ [実行関税率表](#)
- ▶ [外国為替相場（課税価格の換算）](#)
- ▶ [お問い合わせ一覧](#)
- ▶ [通関等窓口の開庁時間](#)
- ▶ [事前教示のご案内](#)
- ▶ [外国から到着した郵便物の輸入手続きのご案内](#)
- ▶ [名古屋税関関連リンク集](#)



6.【輸入貨物】関税率、税表番号(H Sコード)の事前教示に関する こと 【輸出貨物】H Sコードに関すること	業務部 関税 鑑査官	電話:052-654-4139 FAX:052-654-4163 受付時間:平日9時00分～12時15分 13時00分～17時00分
	Eメールアドレス: nagoya-gyomu-kansa@customs.go.jp ※照会方法・注意事項はこちら NEW!!	

4. 事前教示制度 ～Eメールによる口頭照会～

照会方法・注意事項

1. 輸入を予定している貨物の税表番号(HSコード)や関税率については、事前教示制度に基づき下記のいずれかの方法で輸入予定地を管轄する税関に対して照会ができます。

(1) 文書による照会

照会貨物の情報等の必要事項を記載した「事前教示に関する照会書(C-1000号)」1通と見本等の参考となる資料を税関に提出してください。税関は照会書を受理後、原則として30日以内に文書により回答します。税関からの回答は、当該回答書が発出されてから原則3年間、輸入申告の税関審査の際に尊重されます。

[>【照会フォーム】事前教示に関する照会書\(C-1000号\)](#)

[>【記載例】](#)

(2) Eメールによる照会

照会貨物の情報等の必要事項を記載した「Eメールによる事前教示照会フォーム(輸入)」と必要に応じて、照会貨物の写真やその他資料をメール添付の上、関税鑑査官宛に送付してください。

[>【照会フォーム】Eメールによる事前教示照会書\(輸入\)](#)

[>【記載例】](#)

【Eメールアドレス】nagoya-gyomu-kansa@customs.go.jp

(3) 口頭による照会

電話で照会される場合は、照会貨物の情報を口頭説明してください。税関窓口で照会される場合は、照会貨物に関する資料を提示の上、口頭説明してください。

【担当窓口・連絡先】名古屋税関 業務部 首席関税鑑査官

(電話)052-654-4139

(FAX)052-654-4163

【受付時間】平日9:00～12:15、13:00～17:00 ※祝祭日、年末年始を除く

2. 輸出を予定している貨物の輸出統計品目表上の所属区分については、輸出予定地を管轄する税関に対してEメール又は口頭で照会ができます。

Eメールで照会される場合は、照会貨物の情報等の必要事項を記載した「Eメールによる事前教示照会フォーム(輸出)」と必要に応じて、照会貨物の写真やその他資料をEメールに添付の上、関税鑑査官に送付してください。

[>【照会フォーム】Eメールによる事前教示照会書\(輸出\)](#)

[>【記載例】](#)

4. 事前教示制度 ～Eメールによる口頭照会～



Eメールによる事前教示照会書(輸入)

照会日	
照会者の会社名	
照会者の氏名	
照会者の住所	
照会者の連絡先電話番号	
照会貨物の輸入者名	
輸出入者符号	
貨物の名称 (型番・銘柄)	
製造地	
輸入予定時期	
輸入予定数量	
照会貨物に係る事前教示実績の有無及び類似貨物に係る輸入実績の有無	
照会貨物の説明(製法、性状、成分割合、構造、機能、用途、包装等)	
関税率表上の適用区分等に関する意見	
本照会は下記のいずれにも該当しないことを確認しました。 ① 架空の貨物に係る照会 ② 照会者及びその利害関係者が、照会する貨物について不服申立て又は訴訟中である等、関税率表適用上の所屬区分等に係る紛争中である貨物に係る照会 ③ 輸入申告中の貨物に係る照会 ④ 輸入しようとする貨物の輸入者若しくは輸出者若しくは当該貨物の製法、性状等を把握している利害関係者又はこれらの代理人以外による照会	
確認	☐ はい ☐ いいえ

5. 參考資料

5. 参考資料



関税率表解説

関税率表解説は、関税率表・輸出統計品目表の解釈ルール・定義、原則を体系的に明確化し、部注、類注及び品目番号の範囲と内容について詳細に解説した通達です（令和3年11月30日財関第866号）。WCOの解説書（**Explanatory Notes**）が基になっています。

関税率表解説には、各項の範囲に関する解説、各項に含まれる物品と含まれない物品の例、関連する物品の技術的な説明（外観、特性、製造方法、用途等）と、それらの識別方法などが含まれます。また、号の範囲に関する解説が含まれる場合もあります。

5. 参考資料



分類例規

分類例規は、関税率表・輸出入統計品目表に係る分類基準及び分類事例をまとめた通達です(昭和62年12月23日蔵関第1299号)。

2部構成となっていて、第1部(国際分類例規)はWCOの分類に関する意見書(Classification Opinions)が基になっているもので、第2部(国内分類例規)は我が国における分類基準及び分類事例がまとめられているものです。

関税率表解説及び分類例規の掲載ページ

		関税率表解説	分類例規	
			国際例規	国内例規
関税率表の解説に関する通則		Ⓐ	-	6216.00 1. 関税率表第1のうち、指すのうちの、指すの部分とこの部分に 製造用の小
第1部	動物（生きているものに限る。）及び動物性生産品	Ⓐ	-	
第1類	動物（生きているものに限る。）	Ⓐ	-	
第2類	肉及び食用のくず肉	Ⓐ	-	
第3類	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水産物（生鮮品、冷凍品、乾物、天竺はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品）	Ⓐ	Ⓐ	
第4類	動物性生産品、魚類、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品	Ⓐ	Ⓐ	
第5類	動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）	Ⓐ	-	
第2部	植物性生産品	Ⓐ	-	
第6類	生きている樹木その他の植物及びりんご、桃その他のこれらに類する物品並びに切花及び枝葉用の葉	Ⓐ	Ⓐ	
第7類	食用の野菜、根及び塊茎	Ⓐ		
第8類	食用の果実及びナット、カハミツ類の果皮並びにメロンの皮			
コムギ、麦、アヒ及び香辛料				

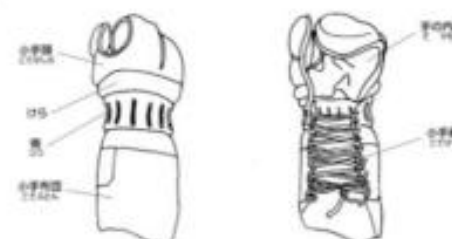
国内分類例規の例

6216.00 1. 剣道用の小手

関税率表第 6216.00 号-1 の「剣道用の小手」とは、同号に分類される手袋、ミトン及びミットのうち、指先からひじ下まで覆う剣道用の防具として使用する左右一対の小手をいう。通常、親指の部分と他の4本の指の部分に分かれている。

この部分には、剣道以外の武道(例えば、なぎなた、銃剣道)に使用する小手は含まない。

剣道用の小手



5. 参考資料



輸入貨物の品目分類事例

輸入貨物の品目分類事例は、事前教示照会に対して税関が回答した事例等のうち、他の輸入者の方々にも参考となるものを類別に掲載したものです。

第29類には「化学構造式集」も掲載されています。化学構造式集は、関税率表解説の第29類に記載されている化合物の構造式(一覧表に記載されているものを除く)を原則として関税率表解説に記載されている順に記載したものです。

★ペット用玩具(第95.03項に分類されない事例)
第29.26項

4. 貨物概要
プラスチック製の猫用玩具

性 状: 多泡性ポリウレタンを魚型に型抜きしたもの
中に、またたびが封入されている

材 質: ポリウレタン

用 途: 猫がむねながら遊ぶ、又は投げて猫に与える
サイズ: 長さ7cm



4. 分類
関税率表第2926.90号-2(統計番号2926.90-029)のその他のプラスチック製品

4. 分類理由
関税率表第95.03項に規定する「その他の玩具」には、本質的に人間の娯楽のための玩具が含まれます。本品は、多泡性ポリウレタンを魚型に型抜きし、中にまたたびを封入した猫用玩具であり、同表第95類に規定する「その意匠、形状及び構成材料から専ら動物用と認められるもの」に該当することから、同表第95.03項には分類されません。
よって、本品は、他の項に該当しないその他のプラスチック製品として上記のとおり分類されます。

品目分類事例の例

29.01

29.01 非環式炭化水素
(Acyclic hydrocarbons.)

(A) 飽和式炭化水素(C_nH_{2n+2})
(Saturated acyclic hydrocarbons)

(1) エタン (Ethane) C ₂ H ₆	H_3C-CH_3	
(2) ブタン (Butanes) C ₄ H ₁₀		(n-Butane) CH ₃ (CH ₂) ₂ CH ₃
(3) ペンタン (Pentanes) C ₅ H ₁₂		(n-Pentane) CH ₃ (CH ₂) ₃ CH ₃
(4) ヘキサン (Hexanes) C ₆ H ₁₄		(n-Hexane) CH ₃ (CH ₂) ₄ CH ₃
(5) ヘプタン (Heptanes)		(n-Heptane)

化学構造式集

5. 参考資料 ～最近の主な改正～



令和7年2月28日付国際分類例規改正（令和7年4月1日適用）

1704.90 13. セサミバー

本品は、約35ミリメートル×70ミリメートルの薄くて硬い長方形に成型されたもので、ごま（49%）、グルコースシロップ（32.3%）及び砂糖（18.7%）から成る。本品は、小売用にしたものでそのまま食用に供される。

（通則1及び6を適用）



出典：令和7年2月28日付「分類例規の一部改正について」より抜粋

5. 参考資料 ～最近の主な改正～



8528.59 2. フィットネスミラー

本品は、32インチ（81センチメートル）のタッチスクリーンディスプレイから成り、同一のハウジング内においてカメラ、イーサネットポート及び2つのスピーカーを装備したデータ処理ユニットを結合したもので、Wi-Fi及びBluetooth®による接続が可能である。本品は、インターネットからストリーミングし、又はダウンロードしたフィットネスエクササイズ動画を表示するために使用される。動画を表示していない場合、本品は鏡として使用できる。

本品は、Bluetooth®によってフィットネストラッカー、スマートフォンその他のデバイスと接続し、連携することができ、接続したデバイスから受信した情報を表示するために使用できる。データ処理ユニットは、自由にプログラムすることはできない。

（通則1、3（b）及び6を適用）

（参考）85.28項－モニター及びプロジェクター（テレビジョン受像機器を有しないものに限る。）並びにテレビジョン受像機器（ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。）_8528.59号－その他のモニターその他のもの



出典：令和7年2月28日付「分類例規の一部改正について」より抜粋

5. 参考資料 ～最近の主な改正～



9503.00 15. 子供用電動スクーター

- 本品は、2つの後輪ドライブトレイン、鉄製のフレーム、プラットフォーム、フォームグリップ及び充電式バッテリーを備えている。
 - 仕様
 - 最大速度：時速3キロメートル
 - 重量：5.039キログラム
 - バッテリー持続時間：連続使用で最大40分間
 - 積載量：最大21キログラム
- (通則1を適用)



出典：令和7年2月28日付「分類例規の一部改正について」より抜粋

主な改正の概要（令和 7 年 4 月 1 日適用）

分類例規第 1 部（国際分類例規）

HS 番号	品 目	概 要
第 1302.19 号	大麻のエキス	カンナビジオール、カンナビノール、カンナビゲロール及び微量のデルター-9-テトラヒドロカンナビノールから成る物品について、医薬品ではなく、植物性のエキスとして第 1302.19 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 1704.90 号	セサミバー	ごま 49%、グルコースシロップ 32.3%、砂糖 18.7% から成る物品について、ごまの調製品ではなく、砂糖菓子として第 1704.90 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 1704.90 号	キャラメルポップコーン	膨らませたとうもろこしの粒をキャラメル層で覆った物品について、穀物を膨張させた調製食料品ではなく、砂糖菓子として第 1704.90 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 2005.99 号	ザーサイ	塩水漬けしたザーサイを刻み、真空包装後煮沸し、小売用にした物品について、一時的な保存に適する処理をした野菜ではなく、野菜の調製品として第 2005.99 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 2008.19 号	テンペ	さやのない大豆を煮てクモノスカビ属の種菌で固体発酵させた白色のケーキ状の物品について、大豆の調製品として第 2008.19 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 2106.90 号	カンナビジオールを含む物品	CBD ヘンプエキス、ヘンプシードオイル及びミントフレーバーから成る油状の溶液で、微量のデルター-9-テトラヒドロカンナビノールを含む物品について、調製食料品として第 2106.90 号に分類（通則 1 及び 6）。

(参考)

主な改正の概要（令和7年4月1日適用）

第 6102.30 号	男女兼用の上着	編物、プラスチックシート及びパイル編物から成る積層生地をパイル編物の面が内側になるように使用した衣類について、パイル編物から成る女子用の上着として第 6102.30 号に分類（通則 1（第 60 類注 1（c）、第 61 類注 9）及び 6）。
第 7007.11 号	自動車のデジタル計器盤用ディスプレイカバーガラス	自動車のデジタル計器盤用に切断し、強化した後、コーティングしたガラスについて、車両用に適する寸法及び形状の強化ガラスとして第 7007.11 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 8424.89 号	スプレーディスペンサー	容器に取り付けて多目的に使用されるスプレーディスペンサーについて、化粧用噴霧器ではなく、噴霧用の機器として第 8424.89 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 8479.89 号	自動回収機	投入された空の飲料容器を分別、圧縮及び貯蔵ユニットに送るとともに、容器の数に応じて顧客への報酬又は払戻額を計算して領収書を発行する物品について、その

(参考)

主な改正の概要（令和 7 年 4 月 1 日適用）

HS 番号	品 目	概 要
		他の機械類として第 8479.89 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 8479.89 号	自動回収機用の分別、圧縮、貯蔵ユニット	自動回収機から受け取った空の飲料容器を分別し、必要に応じて圧縮する工程を経て、収納区画へ運び貯蔵するためのユニットで、自動回収機に接続して使用される物品について、その他の機械類として第 8479.89 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 8479.89 号	認識、分別、圧縮、貯蔵ユニットを組み込んだ自動回収機	空の飲料容器を受け取り、認識、分別、圧縮、貯蔵するよう設計され、容器の数に応じて顧客への報酬又は払戻額を計算して領収書を発行する物品について、その他の機械類として第 8479.89 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 8528.59 号	フィットネスミラー	タッチスクリーンディスプレイから成り、インターネットからダウンロードした動画を表示し、表示していないときは鏡として使用でき、さらに Bluetooth®でスマートフォン等と接続することができる物品について、通信機器ではなく、その他のモニターとして第 8528.59 号に分類（通則 1、3（b）及び 6）。
第 8543.70 号	無線周波（RF）発生器	特定の種類の半導体プラズマエッチング装置とともに使用するように設計されている物品について、半導体デバイスの製造用機器ではなく、その他の電気機器の部分品として第 8543.70 号に分類（通則 1（第 16 部注 2（a））及び 6）。

(参考)

主な改正の概要（令和7年4月1日適用）

第 8543.70 号	無線周波（RF）マッチングネットワーク	特定の種類の半導体（プラズマ）エッチング装置に取り付け、それとともに使用するよう設計されている物品について、半導体デバイスの製造用機器ではなく、その他の電気機器の部分品として第 8543.70 号に分類（通則 1（第 16 部注 2（a））及び 6）。
第 9503.00 号	子供用電動スクーター	2つの後輪ドライブトレイン、鉄製のフレーム、プラットフォーム、フォームグリップ及び充電式バッテリーを備えた物品について、モーターサイクルではなく、車輪付き玩具として第 9503.00 号に分類（通則 1）。
第 9505.10 号	星の形をしたクリスマス用品	シナモンスティック、松ぼっくり、天使の形をしたシート、プラスチック製の枝及びベリー等により装飾された星形の物品について、クリスマス用品として第 9505.10 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 9505.10 号	木製のクリスマス用品	家を模したものにサンタクロースの帽子をかぶった雪だるま及びもみの木が描かれ、その下に2つの松ぼっくりがひもでつるされている物品について、クリスマス用品として第 9505.10 号に分類（通則 1 及び 6）。

～ご清聴ありがとうございました～



税関行政サービスに関するご意見やお気付きの点がございましたら、税関までお寄せください。

なお、名古屋税関ホームページのメールアドレスでもお受けしております。



税関イメージキャラクター
「カスタム君」

税関のPR活動

税関では、貿易統計に係る「トピックス」のほか、水際取締り、麻薬探知犬の活躍ぶりなどを下記で紹介しています。



税関 Facebook



税関 X



税関チャンネル (YouTube)

ぜひ、税関ホームページよりご覧ください。

税関お問い合わせ窓口

- 税関手続全般
業務部税関相談官室 ☎052-654-4100
✉ nagoya-gyomu-sodankan@customs.go.jp
- E P A ・ 原産地規則
業務部原産地調査官 ☎052-654-4205
✉ nagoya-gyomu-gensanchi@customs.go.jp
- A E O 制度
業務部認定事業者管理官 ☎052-654-4169
- 関税分類 (税番)
業務部関税鑑査官 ☎052-654-4139
✉ nagoya-gyomu-kansa@customs.go.jp
- 貿易統計
調査部調査統計課 ☎052-654-4176
✉ nagoya-chosa-tokei@customs.go.jp